



吉里 浩恵 議員

高島市未来へ誇れる環境保全条例への「いわゆるゴミ屋敷（不良な生活環境）」対策の追記について

問

「高島市未来へ誇れる環境保全条例」に「いわゆるゴミ屋敷への対応を明示的に位置付ける必要性はどうか」

答

既存の条例で対応が可能な部分と、新たに明示が必要なものについて整理し、本市の実態を踏まえながら、他自治体の事例を研究してまいります

答 環境部長

条例改正については、まずは、他自治体の条例内容や運用状況、効果などの調査を来年度に進めるとともに、本市の実情に即した規定のありかたについて検討したいと考えています。

改正時期につきましては、現時点で具体的にお示しする状況にはございませんが、その方向性や効果をしっかりと精査したうえで、環境部としてできるだけ早期に方向性をお示しできるよう取り組んでまいります。

問

他自治体では、環境と福祉の連携を前提にしつつも、条例上は生活環境保全の観点から段階的措置を整備している例があるが、市として解消後の再発防止まで含めた運用方針をどう考えるか。

答 環境部長

市の実情に即した支援を基本に置きつつ、段階的に対応できる体系や福祉的支援につながる視点を持ち、一定期間のフォローや関係部局等との情報共有の在り方を含め、再発防止を意識した制度設計が必要と考えています。



その他の質問

高市内閣の「責任ある積極財政」を踏まえ、国の成長投資機会を逃さず、中山間農業・産業クラスター（西浜）・今津駅周辺開発を一体で推進する本市の目的・目標・期限について

答 環境部長

「高島市未来へ誇れる環境保全条例」に「ゴミ屋敷への対応を明示的に位置付ける必要性はどうか。また、追記を行う場合、定義など条例本文に規定すべき範囲をどのように考えるのか。」

現行の「高島市未来へ誇れる環境保全条例」は、環境基本条例の基本理念に基づき、市の環境と市民の良好な生活環境の確保を目的としており、いわゆる「ゴミ屋敷」の問題にも対応し得る枠組みを有しております。

このことから、「ゴミ屋敷

問

未来へ誇れる環境保全条例への追記について、来年3月定例会での議案提出を目標にスケジュールを組む考えはあるか。もしできないということであればいつ頃になるのか。